

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件（平成二十年国家公安委員会、金融庁告示第一号）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十八条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十八条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。</p> <p>アイスランド アイルランド アメリカ合衆国 アルゼンチン イタリア 英国 オーストラリア オーストリア オランダ カナダ ギリシャ シンガポール スイス スウェーデン スペイン</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。</p> <p>アイスランド アイルランド アメリカ合衆国 アルゼンチン イタリア 英国 オーストラリア オーストリア オランダ カナダ ギリシャ シンガポール スイス スウェーデン スペイン</p>

タイ  
大韓民国  
台湾  
中華人民共和国  
デンマーク  
ドイツ  
トルコ  
ニュージーランド  
ノルウェー  
フィンランド  
ブラジル  
フランス  
ベルギー  
ポルトガル  
香港  
マカオ  
マレーシア  
南アフリカ共和国  
メキシコ  
ルクセンブルグ  
ロシア

タイ  
大韓民国  
台湾  
中華人民共和国  
デンマーク  
ドイツ  
トルコ  
ニュージーランド  
ノルウェー  
フィンランド  
ブラジル  
フランス  
ベルギー  
ポルトガル  
香港  
マカオ  
マレーシア  
南アフリカ共和国  
メキシコ  
ルクセンブルグ  
ロシア